

平成29年 4月 1日制定  
令和 3年 4月 1日改正

東日本大震災の被災者に係る国民健康保険料減免及び還付の取扱いについて  
(令和3年度)

東日本大震災（以下「大震災」という。）の被災者に係る令和3年度の国民健康保険料の減免については、次のとおり取扱うこととする。

1 減免基準

令和3年2月18日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について）より以下のとおりとする。

(1) 減免の対象となる保険料

ア 令和3年度に相当する保険料

イ 令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以降に納期限が到来する令和2年度に相当する保険料

(2) 減免の対象となる世帯及び減免額

帰還困難区域等及び上位所得層※を除く旧避難指示区域等から転入した被保険者が属する世帯  
全額

(※上位所得層…世帯に属する国民健康保険被保険者の令和2年の千葉市国民健康保険条例第12条第1項に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯)

2 申請期限

減免申請は、納期限前7日を経過した場合も行えることとする。

3 申請書の省略

前年度に東日本大震災に係る国民健康保険料の減免対象となっていた場合で、減免要件が変わらないときは、当該年度分の申請書の提出を要しないもの（世帯主に変更があった場合等を除く。）とし、東日本大震災に係る国民健康保険料減免決定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

4 保険料減免額の還付

減免対象期間で納付済みの保険料については、還付を行うことができることとする。

## 東日本大震災に係る国民健康保険料減免決定通知書

被保険者証番号

受付No.

住所

年 月 日

氏名

千葉市 区長

年度の国民健康保険料につきまして、千葉市国民健康保険条例第33条の規定により減免しましたので、下記のとおり通知します。

## 1 決定理由

東日本大震災による被災

## \*減免による保険料の変更額

| 変更前合計 | 変更後合計 | 合計減免額 |
|-------|-------|-------|
| 0円    | 0円    | 0円    |

## \*保険料の期・月別内訳

## 普通徴収

| 区分  | 変更前 | 変更後 | 区分   | 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 4月期 | 0円  | 0円  | 10月期 | 0円  | 0円  |
| 5月期 | 0円  | 0円  | 11月期 | 0円  | 0円  |
| 6月期 | 0円  | 0円  | 12月期 | 0円  | 0円  |
| 7月期 | 0円  | 0円  | 1月期  | 0円  | 0円  |
| 8月期 | 0円  | 0円  | 2月期  | 0円  | 0円  |
| 9月期 | 0円  | 0円  | 3月期  | 0円  | 0円  |

## 特別徴収

| 区分 | 変更前 | 変更後 | 区分  | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 0円  | 0円  | 10月 | 0円  | 0円  |
| 6月 | 0円  | 0円  | 12月 | 0円  | 0円  |
| 8月 | 0円  | 0円  | 2月  | 0円  | 0円  |

## 教示

- この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県国民健康保険審査会に対してすることができます。
- この決定の取消しを求める訴訟は、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、千葉市を被告として提起することができます。ただし、(1)の場合を除き、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起しなければなりません。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。